情報保全監察室の設置に関する訓令

平成26年12月9日 内閣府訓令第55号

(総則)

- 第1条 内閣府本府に、情報保全監察室(以下「監察室」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 監察室は、独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密の保護に関する 法律(平成25年法律第108号)附則第9条に規定する独立した公正な立 場において、行政機関の長(同法第3条第1項本文に規定するものをいう。) による特定秘密(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定及びその解 除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書(公文書等の管理に関する 法律(平成21年法律第66号)第2条第4項に規定するものをいう。)の管 理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務(大臣官房 公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。 (組織)
- 第3条 監察室に、室長、参事官及び所要の室員を置く。
- 2 室長は、独立公文書管理監をもって充てる。
- 3 室長は、監察室の事務を掌理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。 (補則)
- 第4条 この訓令に定めるもののほか、監察室の内部組織に関し必要な事項は、独立公文書管理監が、大臣官房長に協議の上、定める。

附則

- この訓令は、平成26年12月10日から施行する。 附 則
- この訓令は、平成30年9月3日から施行する。